

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人添田修子の上告趣意第一点は、違憲をいうが、累犯加重に関する刑法五六条一項、五七条の規定が憲法一四条一項、三九条後段に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二三年（れ）第四三五号同年一〇月六日大法廷判決・刑集二巻一一号一二七五頁、昭和二四年新（れ）第八八号同二五年一月二四日第三小法廷判決・刑集四巻一号五四頁、昭和二四年（れ）第一二六〇号同年一二月二一日大法廷判決・刑集三巻一二号二〇六二頁）とするところであるから、所論は理由がなく、同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五二年一〇月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亨